

# 社会福祉法人 高德会

## 役員等報酬規程

(目的)

**第1条** この規定は、社会福祉法人高德会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

**第2条** 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び賞与を支給する
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

**第3条** 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については、社会福祉法人高德会職員給与規程（以下「職員給与規程」という）において定める額に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

**第4条** 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人高德会旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する

(当法人職員給与との併給)

**第5条** 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等は、次の各号により支給する。

- (1) 第3条第1号の報酬については、通勤手当を除く、役員報酬等と職員給与とを合算し、別表第4の額を超えない範囲内で役員報酬等を支給する
- (2) 第3条第2号の報酬については、役員報酬等の職員給与規程により支給される賞与（以下「職員賞与」という）とを合算し、別表第5の額を超えない範囲で役員報酬等を支給する

(報酬等の支給方法)

**第6条** 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、前月16日から当月15日までを支給期限として、毎月25日に支給する。ただし、その日が休日等に当たるときは、休日等でない日に繰り上げて支給する
  - (2) 賞与については、毎月7月及び12月に支給する
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

**第7条** 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 支給期間の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その支給期間の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その日の属する支給期間の月額を支給する。

(端数の処理)

**第8条** この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる

(公表)

**第9条** 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

**第10条** この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

**第11条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(附則)

1. この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。